

実務に関する証明書の記入方法

「実務に関する証明書」（以下「証明書」という。）は、教員免許状の取得の際に、在職した期間の証明が必要な場合（在職年数と修得単位による上級免許状・隣接校種免許状・特別支援学校教諭免許状等の取得、教育実習・養護実習・栄養教育実習の単位の実務振替）に必要となります。

1 在職した期間等について

- ✓ 「教員免許状の取得に必要な在職期間」について証明書を作成してください。なお、複数の証明書の期間を合算することができます。
- ✓ 在職年数と修得単位による上級免許状・隣接校種免許状・特別支援学校教諭免許状等の取得の場合は、「基礎となる免許状」の授与年月日以後の在職期間について証明書を作成してください。

在職年数と修得単位により取得しようとする免許状（主なもの）		基礎となる免許状
上級免許状（幼・小・中・高・養護・栄養）	一種免許状	二種免許状
隣接校種免許状（幼・小・中・高）	幼（二種）	小（専修・一種・二種）
	小（二種）	幼（専修・一種・二種） 中（専修・一種・二種）
	中（二種）	小（専修・一種・二種） 高（専修・一種）
	高（一種）	中（専修・一種）
特支二種		幼・小・中・高（専修・一種・二種）
特支一種		特支二種

- ✓ 現在の勤務校で証明書の発行を受ける場合は、証明年月日までの期間を記入（証明）できます（証明年月日の翌日以降（未来）の証明はできません）。
- ✓ 臨時的任用職員や非常勤講師で任用期間が1年未満の場合は、任用期間どおりに証明してください。
 (例) P市立のQ中学校の在職期間が、「平成25年4月1日～平成26年3月25日」と「平成26年4月1日～平成27年3月28日」の場合の「在職した期間」の記載方法

正（2行に分けて記載）	よくある誤り
平成25年4月1日～平成26年3月25日	平成25年4月1日～平成27年3月28日
平成26年4月1日～平成27年3月28日	

⇒証明書の「在職した期間（教員等として在職した期間）」から「在職期間のうち勤務しなかつた期間（辞令が発令された休業、退職、欠勤等を記入）」を差し引いた年月が「教員免許状の取得に必要な在職年数」であることを確認してください。

2 所属長・実務証明責任者について

- ✓ 証明書は「実務証明責任者」ごとに作成（証明）が必要です（⇒次ページの一番下の吹き出しを参照）。

証明を受けようとする勤務校		所属長(注1)	実務証明責任者
市町村立学校	幼、小、中、義務教育、高、中等教育、特支	学校長 (園長)	市町村教育委員会(注2)
	幼保連携認定こども園		市町村長
都道府県立学校	神奈川県立学校(注3)		神奈川県教育委員会(注2) (現職教員は省略可(注3))
	その他の都道府県立学校		都道府県教育委員会(注2)
私立学校			学校法人の理事長
国立学校			国立大学(学)長

(注1) 所属長の証明は、現在の勤務校で証明書の発行を受ける場合に必要です。過去の勤務先の証明書の発行を受ける場合は、実務証明責任者の証明があれば、所属長の証明は省略可能です。

(注2) 教育長ではなく、教育委員会となります。

(注3) 神奈川県立学校の現職教員が、現在の勤務校で証明書の発行を受ける場合は、所属長の証明があれば、実務証明責任者（神奈川県教育委員会）の証明は省略可能です。

